

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 3 号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 6 項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第20項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第 4 号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した秋田市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に

規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。